

就学援助費認定基準の見直しについて

1 見直しの理由

令和3年度から適用される税制改正による給与所得控除及び公的年金所得控除、基礎控除等の算出方法の見直しに伴い、総所得金額等についても算出方法が変更となった。これにより、税制改正前には認定となる申請者が、収入が増えていないにもかかわらず否認定となる可能性があり、申請者が不利益を被る状況を回避するため、適用する生活保護基準及び倍率の見直しを行う。

2 現在適用している生活保護基準及び倍率

(1) 生活保護基準

第68次（平成24年4月1日改定）

(2) 倍率

1.2倍

3 新たに適用する生活保護基準及び倍率

(1) 生活保護基準

第76次（令和2年10月1日改定）

(2) 倍率

1.4倍

4 適用する時期

令和3年4月1日以降の申請から適用する。